

Title	ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開
Sub Title	Reichsfinanzreform und deutscher imperialismus vor dem Ersten Weltkrieg
Author	鈴木, 純義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.2 (1985. 6) ,p.123(29)- 144(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19850601-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850601-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850601-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

鈴木 純 義

はじめに

## I 結集政策期の財政改革

- 1 シュテンゲルの小財政改革 (1904年)
- 2 シュテンゲルの大財政改革 (1906年)

## II ブロック政策期の財政改革

- 1 ビューローブロックの形成とその財政政策
- 2 ジドウの財政改革 (1909年) と黒青ブロックの形成

## III 第1次大戦前夜の財政改革

- 1 二重国防法と相続税強化案の流産 (1912年)
- 2 陸軍大増強法とライヒ財産増価税の成立 (1913年)

むすび

はじめに

1890年代前半のいわゆる「新航路」政策において、ユンカーは資本にとってやっかいな伴侶なることをつきつけられ、政治的孤立状況にあった。時を同じうしてドイツ資本主義は金融資本の確立期を迎えるとともに、資本対労働の階級闘争は激化し、対外的な政治・経済関係も緊迫した状況を呈しつつあった。植民地分割の完了した90年代後半以降、とりわけ96年におけるカイザーの「世界政策」への高らかな宣言によってドイツ帝国主義は再分割闘争を挑むとともに、この闘争を保証する制海権の確保のために艦隊増強運動が展開され、1898年第1次艦隊法、1900年第2次艦隊法へと結実していった。

一方、ドイツ資本主義のかかる本格的な帝国主義的対外進出には、激化している国内における階級対立の緩和ないし均衡による国内体制の総括が必要不可欠の条件であった。ユンカーを中心とするいっさいの反動要因を結集し、もって労働者階級の強力な成長に対する防遏にあたらんとする蔵相ミーケルの97年における農工同盟再編要求演説を起点として、主論農者、ユンカーに対する譲歩・動員が開始された。ここに艦隊増強の財源確保という財政的見地と保守派動員という政治的見地<sup>(1)</sup>が結合され、1902年新関税法となって結実した。

注(1) 高橋精之「第1次大戦に至るドイツ関税政策の推移とその意義」(『土地制度史学』第18号) 36—41頁。

かくして、ドイツ帝国主義は「艦隊政策と高度保護関税政策を双軸とする『結集政策』<sup>(2)</sup>」によって、その本格的展開を開始することとなる。

かかる過程に対応してドイツ・ライヒ財政は、軍事費なかならず海軍費と植民地遠征軍費を中心に1905年頃以降急激な経費膨脹を示すのである。この膨脹する経費をまかなうべきライヒの収入(官業除く)は、周知のように関税・消費税を中心とし、これに各邦よりの分担金とライヒ公債<sup>(3)</sup>が加わるとい構造であった。

分担金は後掲附表のように世紀転換期以降恒常的に分与金を上回り、その超過額はとくに1906~07年を境に飛躍的に増大している。また公債発行残高は、1894年20.8億M、1903年31.0億M、1907年40.0億Mと急激に累積し、1900~07年における海軍費、東アジア・西南アフリカ遠征軍費の膨脹を反映している<sup>(4)</sup>。関税・消費税収入が、1895年7.3億Mから1907年12.1億Mへと約1.7倍に増大しながらも(後掲附表)、なおかような超過分担金の恒常化・飛躍的増大および公債の急速な増発をみていることは、間接税中心の収入構造が帝国主義的経費の急激な膨脹に順応した支弁を行うには限界に達しつつあったことを示すものにほかならないであろう。06年における02年関税法の発効に伴うその後の関税収入の増大は、一方では間接税そのものの限界は否定しながらも、他方では、かかる大衆収奪機能の高い間接税の増強に対する労働者階級の組織的抵抗運動を激化させずにはおこななかった。この側面からも間接税体系は限界に達しつつあったとみてよいだろう(結局はこの間接税増徴が強行されるにしても)。

かくして、ドイツの帝国主義的発展のための財政基盤の強化を企図するライヒ財政改革は、何らかの「ライヒ直接税」の導入をめぐる展開することとならざるを得ない。もともとライヒが直接税をもたなかった背景には、プロイセン保守派の反議会主義と南独諸邦の反プロイセン主義の反ライヒ直接税の線での一致がある<sup>(5)</sup>。すなわち、プロイセン保守派はドイツ・ライヒにおける構造的特徴としてのプロイセン優位主義を通じた君主主義的中央集権主義に加担し、したがってライヒの「世界政策」には積極的に賛同しながら、同じプロイセン優位主義のもつプロイセン分立主義に基づいて反議会主義を標榜し、したがってライヒ議会の権限拡大を伴う直接税には一貫して反対の陣をはることとなる。また、ライヒ権力=プロイセン権力とみる南独諸邦の連邦分立主義は、反ライヒ権力=反プロイセン権力から反プロイセン主義を標榜し、ライヒ権力の拡大につながるライヒ直接税にはほぼ一貫した反対の陣をはるのである。だが、ドイツ第二帝政の国家機構には、さらにライヒ議会に代表される議会主義的中央集権主義が交錯している点を見落してはならないだろう。

ライヒ政府の提出するライヒ直接税計画は、個別利害もからんで反ライヒ直接税を固執するプロ

注(2) 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(有斐閣、1956年)254頁。

(3)(5) 拙稿「ドイツ帝国財政の形成と展開」上(『三田学会雑誌』74巻3号)51頁。

(4) 拙稿「ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造」(『三田学会雑誌』76巻2号)119頁。

## ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

イセン保守派の反議会主義と多数派情勢によって規定されるライヒ議会の議会主義的中央集権主義との主たる渦の中で、政治力学的展開を示すことになる。<sup>(6)</sup> 本稿の課題は、かかる国家機構の特色の中で展開される一連のライヒ財政改革によって、ライヒ財政が収入面においても特殊の連邦制を維持しつつ、その枠内において量的にだけでなく質的にも強化されていく過程を解明し、そこにおけるユンカー・プロイセン保守派のドイツ帝国主義財政に占める位置に関し、その歴史的意義を確定することにある。

### I 結集政策期の財政改革

#### 1 シュテンゲルの小財政改革(1904年)

連邦参議院バイエルン代表シュテンゲル(Frhr. v. Stengel, 財務長官在任1903—08年)は、1903年8月にライヒ財務長官に就任した。<sup>(7)</sup> 彼は、ライヒ収入を増大させて経常費の公債による追加調達という不安定状況を克服する以前に、ライヒ・各邦間の決済制度の明確化と各邦の分担金負担からの解放が急務であるとの考えの下に、各邦蔵相会議において、①分担金の制限、②分与金財源の火酒消費税への限定を骨子とする提案を行った。<sup>(8)</sup> 03年10月19～21日、このシュテンゲル案をめぐってバイエルン蔵相リーデルによって、分担金廃止、その補償としてのライヒ相続税導入案が提出されたが否決された。けだし、ライヒ相続税は各邦の反対にあうのは必至であったし、分担金廃止はライヒ議会のとうてい容れるところではないだろうからであった。

03年12月3日にライヒ議会に上程された政府の財政改革案は、①1879年成立のフランケンシュタイン条項では関税・タバコ税に限定されていた分与金財源が、81年には印紙税、<sup>(9)</sup> 87年には火酒税<sup>(10)</sup>(火酒消費税)にと拡張されるに至っていたが、関税・タバコ税・印紙税に関するフランケンシュタイン条項を廃止し、火酒消費税に限定する。②1903年3月28日付公債償還法は、分与金が分担金を超過しなくなることによって実効を喪失しているのを、これを廃止する。③分担金の徴収はこれを分与金額までとする——というものであった。結局、①に関しては委員会で帝国党アーレントの

注(6) 大野氏によれば、「帝国財政改革問題のうちには、ドイツの帝国主義的発展のための財政的基盤を創出しようとする企図が、帝制ドイツの連邦主義的政治構造にふれる内政改革として提起されざるを得ないという、ヤーヌスの様相が示される」[「ドイツ帝国主義と財政改革問題」(『経済論叢』第79巻第5号)20頁]というのであるが、かかる問題設定の背後には、ドイツ第二帝政に対するプロイセン優位主義—プロイセン分立主義—連邦主義的政治構造=ユンカー支配という一元的理解が前提されていると思われる。本稿はかかる理解に基づくライヒ財政改革論に対する批判的検討をも課題とするものである。

(7) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reiches nebst ihren Beziehungen zu Landes- und Gemeindefinanzen von der Gründung des Norddeutschen Bundes bis zur Gegenwart, Jena 1913, S. 424.

(8) P.-C. Witt, Die Finanzpolitik des deutschen Reiches von 1903 bis 1913, Lübeck und Hamburg 1970, S. 80—84.

(9)(10) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1891, S. 156 Anm. 2.

養成が得られただけで、火酒消費税以外に印紙税も分与金財源として残し、新たに火酒税の原料税・容器税を加えるべきものとされ、関税・タバコ税が除外された<sup>(11)</sup>。また、②は否決され、③については、憲法70条を改正し、分担金の暫定的性格が払拭されて制度化された。かくして、1904年財政改革法は5月4日付法律として成立した<sup>(12)</sup>。

以上を要するに、04年改革は分担金を恒久的に制度化し、分与金財源を削減したにすぎない。経費節減もなければ新規財源の開拓もなかった。関税・タバコ税の分与金財源からの削除では収入の確保は不十分であるし、かといって恒久的制度化されたとはいえ、分担金の無制限の引上げも不可能だった。ライヒ予算の単純化をねらった分担金・分与金関係の整理どころではなかったし、分担金制限を通じてのライヒ議会の予算協賛権封じ込めラインも失敗に帰したといわなければならない。

一方シュテンゲルはライヒ予算の申請と執行統制に関する改善も試みた。すなわち、①追加申請の排除と、②執行統制の強化である。①については、04年6月宰相ビューロー(Fürst v. Bülow, 在任1900—09年)の同意を得て、**Bulows Erlaß**として実現された。その内容は次のようである。全省庁は現行予算を超える要求に関しては一般的な予算申請に先立って確実な予備申請(Voranmeldung)を行わなければならない、最重要官庁たる外務省、内務省、郵便・電信事業、両軍部にあっては、すべての予算項目につきその増減が判明するよう特別の様式をもって予算申請しなければならない。また、内閣委員会審議(Kommissarische Beratung)での予算接衝では調停不能の財務省対一省庁の争いについては、宰相決定が下されるまでは財務省の決定が権威をもつものとする——というのである。1905年度予算においてこの原則は遵守されたが、06年以降は守られなくなった。②1904年西南アフリカ暴動の発生に際して、陸軍省、外務省植民局が1億マルクの予算外・予算超過支出を行い、ライヒ議会にも財務省にも報告しなかったことから、シュテンゲルは予算の執行統制問題に関心をもった。すなわち、予算外・予算超過支出は事前に財務省に報告し、財務省の再吟味に従うよう義務づける規定を、内閣委員会審議において諸省庁との協定によって設けようと試みたのである。しかし、これに対して宰相ビューローは同意せず、ライヒ内務省以外の全省が拒否した<sup>(13)</sup>のである<sup>(14)</sup>。

注(11) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstags* (以下RTと略記), Bd. 200, S. 2750—2751, 2758f. なお、藤本論文(「ドイツ帝国財政制度に関する一試論—帝国相統税の導入をめぐる—」『経済学論集』第17巻第2号99頁)では、「関税及びタバコ税収入の一部の邦への交付が廃止され、交付金として残されたのは仕込みおけ税(容器税)と火酒原料税の純収入」とであるとされているが、後半部分は誤りである。

(12) *Ebenda*, S. 2778; *RGBl.* 1904, S. 169—170, *Ges. betr. Änderungen im Finanzwesen des Reiches. Vom 14. Mai 1904.*

(13)(14) *Witt*, a. a. O., S. 91—93. なお、伊東論文(「ドイツ帝国主義財政の帰結をめぐる」『商経論集』第10巻第2・3号167—168頁)によれば、シュテンゲルは「予算要求の事前提示」と「宰相の裁定権の明確化」を求め、「この予算編成の改革と大蔵省(ライヒ財務省—引用者)の権限強化によって」、「経費請求の抑制と予算編成の統一性を確保」しようとした。そして「この原則は政府内部で一旦承認されたものの、1904年はやくも南西アフリカ植民地の叛乱をきっかけに、外務省と陸軍省の予算原則違反が生じた。シュテンゲルは大蔵省の指示に指示に従うべく求めたのであるが、宰相と各省大臣によって拒否された」とされている。「この原則」というのは、筆者が本文中で述べた追加

## ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

だがわれわれは、かかる財務省権限強化の問題において、プロイセン大蔵省に対してのライヒ財務省権限の脆弱性を強調しようとするものではない。この脆弱性の強調される背後にあるものはプロイセンの強さであろうが、この強さはライヒ成立の前提だったのであって、財務省設置以降最初の上記のような同省の権限強化の試みを評価する際の妥当な視角ではあるまい。われわれはむしろかかる権限強化の試みを、たとえ失敗に帰したにせよ、ライヒが自立化し、強化されていく一里程碑と考える次第である。

それはともかく、もともと04年改革はライヒ収入の増強をはかることを目的としたものではなかったから、新たなる財政改革が準備されねばならなかった。

### 2 シュテンゲルの大財政改革（1906年）

シュテンゲルの大財政改革の内容を06年6月3日付法律によってみると、大略次のようである。

いわゆる「包括法」(Mantelgesetz)として知られる、Ges. betr. die Ordnung des Reichshaushalts u. die Tilgung der Reichsschuld<sup>(15)</sup>は、①相続税収入の配分をライヒ3分の2、各邦3分の1とする(§2)、②分与金を超過する分担金の上限を1人当たり40ペニヒとし、これを超える場合は、3年間支払を猶予する(§3)、③08年以降毎年の公債残高の0.6%を償還する(§4)と規定した。そしてさらに、ビール税の変更規定、タバコ税徴収規定、印紙税変更規定と並ぶこの法律の第4のAnlageとして相続税法が設けられた<sup>(16)</sup>。この相続税法において重要なのは次の四点である。①相続人の親等に応じて4、6、8、10%の等級税率を設け、これに相続財産額に応じた累進倍率(1.1~2.5倍)を乗じて税率とする(免税点は2万M未満)<sup>(17)</sup>、②直系卑属・配偶者は免税とする<sup>(18)</sup>、③農林業用地に関しては相続財産額の4分の1は免税とし、相続人が死亡によって交替する場合、5年以内は無税、5年を超え10年以内の場合には2分の1を免税とする<sup>(19)</sup>、④農林業用地の価格は純利益を25倍して算出する<sup>(20)</sup>(§16)。

これに対して、プロイセン大蔵大臣ラインパーベンが直ちに反対の意思表示をした財務省第1次草案(04年11~12月作成、12月31日プロイセン内閣に送付)を受けて、05年2月21日に立案され、3月15日に内閣に送付された財務省第2次草案の骨子は当初次のようであった。<sup>(21)</sup>①死亡による一切の取

注 申請の排除(予備申請と予算折衝における財務省の権限強化)を指すものであり、これが政府内部でいったん承認されたのは事実であるが、この原則が04年西南アフリカ暴動をきっかけに破棄されたとする伊東氏の見解は誤りである。①「04年南西アフリカ植民地の叛乱」、②「外務省」「陸軍省」、③シュテンゲルの要求に対する「宰相と各省大臣」の「拒否」の3者を結ぶものは、予備申請や予算折衝における財務省の権限強化(予算編成過程)の問題ではなく、筆者が本文で述べたように「執行統制」の問題である。

(15) RGB1. 1906, S. 620—622.

(16) Ebenda, S. 654—674.

(17) Ebenda, S. 657—8.

(18) Ebenda, S. 658.

(19) Ebenda, S. 660.

(20) Ebenda, S. 661.

得及び生前贈与に納税義務を与える，②いかなる親等も例外としない。プロイセンをはじめ大部分の邦で免税となっている直系卑属・配偶者についても免税しない，③被相続人と相続人との親等に依りて1～20%の累進税率を設ける，④保守派の疑念を軽減するため，農林業用地に関しては4分の1を免税とする(75%課税)，⑤相続税収入のうちライヒの取分は3分の2を上限として毎年予算で確定する。その代り分担金の上限を24百万Mとする。

一見して明らかなように，財務省第2次草案と成立した相続税法との間の決定的差異は直系卑属・配偶者の取り扱いである。この決定的差異を生み出し，農業利害に沿った修正の行われるプロセスを簡単にフォローしておこう。

直系卑属・配偶者に対する課税は，05年6月の閣議以前の内閣委員会審議の段階で破棄された。プロイセン保守派に対しては，上記第2次草案の④によっていちおう考慮は払われていたが，財産相続において75%を占める直系卑属・配偶者への課税は，プロイセン各大臣の容れるところではなかった。プロイセンの財政収入に占める相続税収入のシェアはわずか2%にすぎず，プロイセン国家における財政的観点からの拒否ではなかった<sup>(22)</sup>。また，財政的観点からいえば，上記⑤に示したように各邦からの税源の取り上げは，分担金の上限を24百万Mとすることによって補償するという規定が盛り込まれていたのである。

6月9～10日の閣議において蔵相ラインバーベンは，直系卑属・配偶者への課税を葬った上でなお，相続税に対する賛同条件を示した。すなわち，①相続税法をビール税・タバコ税・印紙税とともに「包括法」によって一括し，間接税拒否があればライヒ議会を解散する，②分担金の上限を1人当り40ペニヒとする——というのである。閣議において①はそのまま承認され，②は，40ペニヒを超えれば2年間支払を猶予すると修正されて承認された<sup>(23)</sup>。

この閣議の時点において，内務長官ポサドウスキー (Arthur Graf v. Posadowsky-Wehner, 在任1897—1907年)，海軍長官ティルピッツ (Alfred v. Tirpitz, 在任1897—1916年)，外務長官リヒトホーフエン (Oswald Frhr. v. Richthofen, 在任1900—06年)，プロイセン内務大臣ベートマン・ホルヴェーク (Theobald v. Bethmann Hollweg, 1905—07年内務大臣，07—09年内務長官，09—17年宰相)らは，ドイツの「世界政策」の手段たる陸海軍費は他の経費に優先されねばならず，そのためには，プロイセンの分立主義的保守的利害といえども犠牲に供されねばならないと考えていた。だが，この犠牲はさほどのものではなかった。犠牲が最小限にとどめられたというよりも保守派利害が貫徹したといつてよいのであるが，それはかかって蔵相ラインバーベンの活動にあった。その活動の余地を与えた<sup>(24)</sup>のは宰相ビューローにほかならない。すなわち，ビューローはこの頃(04年～05年冬)対外的には日

注 (21)(22) *Witt, a. a. O., S. 102 Anm. 309, 310 u. S. 106—107.*

(23) *Ebenda, S. 109, 112.*

(24) *Ebenda, S. 112—114.*

露戦争による外交政策上の諸問題やオーストリア・ハンガリーとの通商条約、対内的には通商条約にからむ運河法案、陸軍5年法、ルール地区鉱山労働者ストなどの諸問題に関与し、租税改革問題については回避を望んでいた<sup>(25)</sup>のである。この穴を埋めたのが蔵相ラインバーベンである。ここにライヒ相続税導入に際して当初からプロイセン保守派利害が直接的に強い影響を及ぼし得る前提が存在したのである。

さて、連参において政府案は、ラインバーベンの提示した条件に沿って、公債償還規定（毎年公債残高の0.6%）、超過分担金上限規定（1人当り40ベニツヒとし、これを超える部分は支払を猶予される）、各個の租税法が「包括法」として一括され、1905年11月28日ライヒ議会上程される<sup>(26)</sup>が、そこでの議論の焦点は、①遺産税（Nachlaßsteuer）か遺産取得税（Erbschaftssteuer）かの問題と②予算委員会における相続税法案の保守利害に沿った修正との二点である。

まず本会議第1読会において、社会民主党ジンガーが、被相続人の財産総額に累進課税する遺産税（1,000Mの遺産額に対する1%から5,500WM以上の遺産額に対する30%まで）と相続人が取得する相続財産につき、親等に応じて段階的に課税する遺産取得税（相続税）——直系卑属・配偶者に対する2%から遠戚等に対する10%まで——とを併用する提案を行った<sup>(27)</sup>（06年1月9日）。

これに呼応して、06年2月17日予算委員会において中央党アム・ツェーンホフが、0.1～2%の遺産税と5～37.5%の相続税<sup>(28)</sup>（直系卑属・配偶者は免税）の併用を提案した。だが、保守派との協調を危うくするかかる見解に対し、中央党は党の公式見解にあらずとして、基本的には社会民主党に同情を示しながらもこれを否決した。ここに予算委員会における保守党・帝国党・国民自由党・中央党の保守派利害擁護の線での協調が成立し、すでに保守派利害を十分に考慮していた政府案にさらに修正が加えられ、これがほぼそのまま本会議第2読会、第3読会を通過して法律として成立するに至ったのである<sup>(29)</sup>。委員会による主たる修正は次のようである<sup>(30)</sup>。①政府案では農業用土地の課税標準を販売価格に求めていたが、これを純利益の25倍とした（収益課税方式）、②政府案では農業用地の相続に対する4%納税者に関してのみその価額の4分の1を免税としていたが、これをすべての税率等級に一般化、③4%納税義務者につき相続人が死亡して交替する場合、政府案では最初の2年以内につき相続財産の2分の1は免税とされていたが、これを当初は3年以内の交替を免税とし、8年以内を2分の1の免税とするものと拡張し、さらに5年以内を免税、10年以内を2分の1の免税とすると修正された。

①と②により土地資産の相続に対する課税は次のようになる。土地からの収益は、土地資産価額の2～2.5%でしかないから、正当な資産評価額の算出のためには40～50倍しなければならないが、

注 (25) Ebenda, S. 100—101.

(26) Ebenda, S. 118.

(27) Ebenda, S. 121 Anm. 429, 430.

(28)(29)(30) Ebenda, S. 123—125.



25倍するにすぎないので、相続土地資産額の50～62.5%しか評価されない。しかもこのうちの4分の3に対する課税なので37.5～46.9%<sup>(31)</sup>に対してしか課税されないことになる。また、③の第1等級税率の納税者の短期交替についての免税・軽減措置も著しい農業利害の優遇であった。ゲルラッハ(Hellmut v. Gerlach)<sup>(32)</sup>によってこの委員会が「農業委員会」と揶揄された所以である。

以上のようにライヒ相続税導入にあつては、ユンカー・プロイセン保守派の利害が濃厚に貫徹したことは疑うべくもない明白な事実である。この事実に関して次のような有力な一説が存在する。すなわち、「帝制ドイツは……帝国独自の……行政機構を持ち得ず、したがってまた、確固たる財政基盤を構築し得なかつた。しかし、帝国独自の行政機構の脆弱さは、それだけ逆に、ユンカー的プロイセン的支配を可能にする契機ともなり、それゆえにまた、帝国財政はユンカー的利害のために犠牲に供されることになった<sup>(33)</sup>」というのである。

かかる所説に対しては、ここではさしあたり次の点を指摘しておこう。すなわち、火酒税・砂糖税を通じたユンカー優遇政策の行き過ぎがライヒ財政の展開にとって障害となるや、ユンカー・プロイセン保守派は資本にとってやっかいな伴侶なることをつきつけられ、90年代前半において政治的に孤立するに至つたが、90年代後半から世紀転換期にかけて開始される結集政策によって再び政治舞台に登場した。急成長をとげる労働者階級に抗して帝国主義政策を遂行するためにはあらゆる反動勢力を動員結集しておく必要があつたからである。そしてひとたび表舞台に出れば、ユンカー利害を固執するのは当然であつたし、ライヒ議会の情勢もこれに加担していた。これを逆に言えば、再び排除される可能性を秘めているということであろう。事実既述のように、ライヒ三長官、プロイセン大臣は「世界政策」という帝国主義政策の遂行のためには、プロイセンの分立主義的保守的利害も犠牲に供されねばならないと考えていたのである。もし、ライヒ財政が「ユンカー的利害のために犠牲に供される」危険が訪れればユンカー・プロイセン保守派は再び排除されることになるだろう。ここではまだその危険はなかつたものと考えてよからう。

それゆえわれわれは、この06年ライヒ相続税に関し、ユンカー利害の貫徹によって確かに税収効果上骨抜きにされていたとはいえ、従来の間接税のみの収入構成を破って直接税が採用されたこと自身に意義があるものとする次第である。この点は以降の財政改革の展開を解明したのちにもういちどふり返ることによっていっそう明らかとなるであろう。

## II ブロック政策期の財政改革

### 1 ビューローブロックの形成とその財政政策

注 (31) Ebenda, S. 125 Anm. 455.

(32) RT Bd. 217, S. 3074.

(33) 前掲藤本論文, 107—108頁。

### ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

1905年タンジール上陸事件（第1次モロッコ事件）にみられる外交政策の失敗は宰相ビューローの人格的信望に打撃を与え、植民地行政をめぐるスキャンダルがライヒ議会での批判にさらされたことを契機に中央党の政府からの離反が始まった。

これには宗派上の問題が交錯する。すなわち、ビューローの従来の中中央党（カトリック）友好的姿勢に対し、カイザー周辺の保守派（プロテスタント）による反宰相的活動が企てられつつあった。

かかる反宰相・反中央党という一般的状況を背景に、1906年12月上旬西南アフリカ遠征軍に関する追加予算要求についての論議（ライヒ植民省の設置問題を含む）において、中央党が反対の論陣をはったことを契機に、ビューローは中央党との関係を絶ちライヒ議会の解散によってこれと選挙戦を闘うべきものとするに至った。また、左派自由派が初めてライヒ防衛力強化計画に賛意を表明したことにより、ビューローの新多数派形成の決心は固まったと見てよい。1906年12月13日の解散による選挙戦において政府は、反中央党・反社会民主党世論を動員すべく、国防政策、植民地政策にテーマを限定し、また左派自由派をも動員すべく、黒赤連合（中央党・社会民主党）が勝利する事態に至ればブルジョア民主主義とともに自由主義は崩壊するであろうことを喧伝したのである。

この選挙戦により保守派は再びライヒ議会での圧倒的地位を獲得し、自由派の一部と左派自由派は反中央党のラインで結束しブロックに参加した。保守-自由派ブロック、いわゆる「ビューローブロック」の形成であり、ここに「結集政策」は解体した。だが、このブロックは当初から不安定要因を内包していた。すなわち、新多数派は反中央党ラインを唯一の結節点としていたのであるが、かような状況下では保守派の自由派に対する譲歩は当初からあり得ぬことで、保守派としては中央党への再接近の可能性を内包していたのである。それゆえ、新多数派は形成と同時にすでにその崩壊を内的に予定するものであったと見てよい。

かかる政治状況の転換期においてライヒ政府はいかなる財政改革を企図したのであろうか。

ライヒ議会解散前の1906年9月、ライヒ各省は財務省に対して07年度の予算申請を行なった。この申請は節約を全く考慮しないものであったため財務長官シュテンゲルは拒否したのであるが、ビューローは削減を指示しなかった。このためシュテンゲルは、火酒税の戻税制による優遇措置の制限と「愛の贈物」の20M/hlから10M/hlへの削減を内容とする火酒税改革草案を提示した。

注 (34) プロイセン農相ポトビールスキーの夫人は、西南アフリカ遠征軍のための軍需品供給を独占していたティッペルスキルヒ社の重要な株主であったが、この会社は劣悪品を供給していたとして十字砲火をあびていた (*Witt*, a. a. O., S. 152 Anm. 5)。

(35)~(39) Ebenda, S. 153, 155, 159, 160, 165-167.

(40)(47) 前掲伊東論文 (171頁) によれば、「1907, 08年の予算編成において、シュテンゲルは経費の節減と火酒プレミアムの廃止ないしライヒ相続税の強化を訴えたのであったが、徒勞におわった」とされているが誤りである。07年度予算編成でシュテンゲルが企図したのは「火酒プレミアムの廃止」ではなく、火酒プレミアムの制限と愛の贈物の削減であり、08年度予算編成においては火酒専売、タバコ帯封税および分担金改革である。シュテンゲルが07~08年度予算に向けてライヒ相続税の強化を訴えた事実はなく、むしろ彼は08年に新規のライヒ直接税には反対の演説を行っているのである。

かしながら、またしても<sup>(41)</sup>プロイセン農務大臣ポトビールスキーと大蔵大臣ラインバーベンの反対により政府案作成段階で流産した。そして、<sup>(42)</sup>ライヒ議会解散の契機となった西南アフリカ保護領に開する追加予算は、新多数派のもとに再開された予算審議で承認されたが、新規税源の開拓はなく、<sup>(43)</sup>結局は超過分担金に依存せざるを得なかった。シュテンデルの経費節減要求や租税改革草案に対する明確な指示によってライヒ・プロイセン各省に影響力を行使し得る責任者たる宰相の「支援不足」と財務長官自身の貫徹志向不足(財政政策上必要不可欠と判断した事項に関し、宰相に対して長官を支援するか、さもなくば予算審議の最中に新たな長官さがしを強いられるという二者択一を迫る辞職願の提示をシュテンゲルは全くしなかった)によって、<sup>(44)</sup>ここでもシュテンゲルの試みは失敗した。

さらに、1908年度予算の編成・審議過程においてシュテンゲルは、経費節減のみをもってしては予算均衡は得られないとして、火酒専売(Rohspiritusmonopol)とタバコ帯封税(Tabakbanderolensteuer)<sup>(45)</sup>を提案した。この提案をめぐるブロック諸党党首との討議や連邦参議院での秘密討議が行われたが<sup>(46)</sup>收拾はつかず、シュテンゲルはライヒ議会での決着を準備した。すなわち彼は宰相に次のことを要求しその承認を得た。シュテンゲルの用意した上記二提案を政府案として採用すること、連参では新たなライヒ直接税が提議されたり、承認されたりすることはあり得ないことから、ライヒ議会の演説においては自分はライヒ所得税やライヒ財産税については反対声明を行いたいという二点である。ところが、この後者の予算演説をめぐる、国民自由党、左派自由派は、シュテンゲル及びシュテンゲル支持演説を行ったリヒトホーフエンに対して激怒し、ライヒ直接税導入を強調した<sup>(47)</sup>。このライヒ議会での論争の間に、火酒専売案、タバコ帯封税案がプロイセン閣議にかけられ、とくに前者は、農業利害を迎えた火酒買上価格の決定(財務省案35M/h1→42M/h1以下でないこと)により、<sup>(48)</sup>プロイセン各省の反対は取り除かれ政府案として仕上げられるに至っていた。だが、ライヒ直接税をめぐる調整は困難をきわめた。ここで注目すべきは次の点であろう。

保守派、各邦大臣、蔵相、財務長官のライヒ直接税への絶対的反対の中にあって、ブロック左右及び政府の要求を充足させるために、帝国党ガンブ、同アーレント、自由思想連合パヒニッケの三名が妥協案を示したが、この妥協案はシュテンゲルによって即座に取り上げられ、彼は自らの案を作成して宰相に提示した。すなわち、憲法70条を改正し、人口数だけでなく裕福さの平均的程度をも分担金の徴収基準とする。人口1人当りの最高額を1Mとし、裕福さに応じて各邦を等級分けする。この等級分けは1912年まで連参が行い、以降は5年毎にライヒ立法の方法による。この分担金のために必要とされる資金の徴収は、各邦が邦直接税に対する付加税またはこれと同等とみなされ

注(41) 「またしても」というのは、火酒プレミアムの制限については04年にも財務省案が作成されたが、このときも両大臣の反対によって葬られているからである(Ebenda, S. 97-99)。

(42)~(46) Ebenda, S. 168-178.

(47) RT Bd. 229, S. 1867, 1876, 1885, 1929, 1955, 1961.

(48) Witt, a. a. O., S. 177, 180 Anm. 164.

得る邦税の形態で行う——というのである。<sup>(49)</sup>要するに、分担金の徴収基準を変更し、各邦直接税→分担金という回り道を通して所有階級をライヒ財政の負担にかかわらしめるというものである。

ビューローはこの案に基本的に賛同したが、ラインバーベンは、財産税、所得税は各邦で異なっており、また存在していない場合もあるため、裕福さの統一的尺度の設定は困難であり、また1912年以降においてライヒ議会が各邦を裕福さに応じて等級分けすることになれば、財務行政において各邦はライヒ議会の専断に服することになる、という理由でこれに反対した。ラインバーベンが心配したのは、民主的に選出されるライヒ議会の権限の拡大とユンカー階級への課税の強化であること<sup>(50)</sup>はいうまでもない。

その後、シュテンゲル—ラインバーベン会談がもたれ(08年1月9日)、シュテンゲルの譲歩によって各邦の等級分けは連参が行い、上限を1人当り1Mとして、調達方法に関しては各邦に委任することとして合意をみた。さらに1月15日、シュテンゲルと各邦蔵相との間で会議が行われたが、各邦は現行ライヒ相続税の効果、各邦所得税の展開によって正確な等級分けのため基礎ができるまで、この分担金改革案は延期すべきであるとして、これを受け入れなかった。<sup>(51)</sup>1月22日に再び財務長官、蔵相、ブロック諸党党首の間でライヒ財政改革のための討議が行われたが、結局取捨はつかなかつた。直ちにシュテンゲルは、ブロック諸党党首との討議結果の報告と同時に、辞意を表明して退陣した。<sup>(52)</sup>シュテンゲル退陣の最大の責任者は宰相ビューローである。彼は財政問題にはほとんど無関心で、シュテンゲルがライヒ諸省、プロイセン内閣に対抗するのを支援せず、それゆえに逆に蔵相ラインバーベンはシュテンゲルの妥協案を連邦分立主義に基づいて粉碎することができたのである。<sup>(53)</sup>この点、プロイセン大蔵大臣とライヒ財務長官との間の単なる権限の強弱の問題に解消できない面があるのである。

## 2 ジドウの財政改革(1909年)と黒青ブロックの形成

1908年1月シュテンゲルに代わってジドウ(Reinhold v. Sydow, 財務長官在任1908—09年)が財務長官に就任した。<sup>(54)</sup>彼はまず1909年~13年の向こう5年間にわたる経費見積りを各省から提出させ、これに対する収入見積りを作成した。<sup>(55)</sup>ここにおいては収入不足の強調・誇調のため収入が低位に見積られ、さらに砂糖税の14M/dz から10M/dz への引下計画や乗車券税廃止、郵便はがき料金引下などが盛り込まれていたこともあって、年々の収入欠損は5億Mにも上るに至った。<sup>(56)</sup>かような状況判断に基づいてジドウはなにかんづく陸海軍費を中心とする経費節約を要求する一方、消費税と相続税の改革案を示した。<sup>(57)</sup>すなわち前者は、シュテンゲルからそのまま引き継いだ火酒専売案とタバコ税のほか、ビール税引上げ、ガス・電気税採用、マッチ税採用などであり、後者の相続税に関し

注 (49)~(53) Ebenda, S. 181—186, 189.

(54)~(57) Ebenda, S. 201, 205—208.

では、1906年のアム・ツェーンホフ案に立ち帰り、相続人が被相続人の配偶者であるか直系卑属であるかにかかわらず被相続人の遺した財産全額に対して0.5~2.5%の累進税率(2万~100万M以上の財産に対して)を課し、現行相続税の欠点を補わんとする遺産税(Nachlaßsteuer)<sup>(58)</sup>である。この遺産税についてはさらに、国民皆兵制度の採用された1868年以降出生の者で、何らかの理由で兵役義務に服さなかった被相続人の遺産に対しては、遺産価額の1%の付加税を課すものとした。これらに加えてジドウは超過分担金の引上案をも示した。<sup>(59)</sup>

このジドウ提案は、プロイセン閣議では消費税に関してはほぼそのまま承認された<sup>(60)</sup>。遺産税については、プロイセン<sup>(61)</sup>国務大臣を兼任するジドウが、保守派の反対の意向を迎えて土地所有に対する軽減は考慮するが、この租税を放棄することはないと断固たる発言をし、また、内務長官ベートマン・ホルヴェーク、商務大臣デルブリュック(Clements v. Delbrück、在任1905—09年)とともに、これについては中央党を引き入れる工作の必要性を説いた。こうして、ジドウ案はプロイセン閣議で承認され、カイザーの承認を得て政府案として仕上げられた。<sup>(62)</sup>この間のプロセスにおいて、従来プロイセン提案として連参に事前に提示されていた方法は消費税については廃止され、また遺産税に関しては、政府の暫定案を各邦に送付することによって根回しをし、超過分担金、相続税収入配分、公債償還等に関する重要法案は、正式な連参上程に至るまで明らかにされることはなかった。<sup>(63)</sup>連参の立法府としての意義の後退は決定的となっていた事情がうかがえよう。

さて、9月18日ジドウ案は連参に上程された。その内容は次のようである。<sup>(64)</sup>

- 1 1909年9月30日までに発行された公債は1%、それ以外の公債のうち生産的公債は1.9%、不生産的公債は3%を償還する。
- 2 相続税収入の配分を従来のライヒ：3分の2、各邦：3分の1から、ライヒ：4分の3、各邦4分の1に変更し、各邦に対する分与金の財源は印紙税と火酒専売益金とする。
- 3 超過分担金は1人当り80ペニヒを上限とし、これを10年間固定する。
- 4 租税法案は、遺産税、火酒専売、ビール税、広告税、タバコ税、ワイン税、電気・ガス税を<sup>(65)</sup>内容とする。

各邦の首相、財政機関の長のほとんどが出席した連参の審議においては、次の点を除いて承認さ

注(58) 前掲大野論文(24頁)では、「相続財産税案は配偶者・直系卑属を含む一切の相続人に対して、相続財産額2万マルク以上に0.5%乃至3%の累進課税を賦課することを規定していた」とされているが誤りである。ジドウの提案した Nachlaßsteuer は相続人に帰属する財産にかかるものではなく、被相続人の遺した遺産全額にかかるものである。<sup>(59)(60)</sup> Ebenda, S. 209—210, 212.

(61) 拙稿「ドイツ帝国主義財政におけるプロイセン国鉄財政の位置」(『三田学会雑誌』77巻3号)第1表(折り込み)注(2)において、Staatsministerium を狭義の「内閣」としたが、この省の主任大臣が Staatsminister である。ここでは便宜上「国務大臣」としておく。

(62)~(66) Ebenda, S. 214—216, 244, 247—248.

(67) 前掲伊東論文(172—173頁)によれば、新税収入に関するジドウ提案の眼目は「火酒中間専売制の実施による火酒プレミアムの削減ならびにライヒ遺産税による配偶者および直系卑属の捕捉にあった」とされているが、「火酒中間専売制の実施による火酒プレミアムの削減」というのは誤りである。本文の火酒税に関する委員会審議の叙述をみよ。

### ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

れた。すなわち、超過分担金1人当り80ペニッヒの固定規定が、ライヒ議会の歳入承認権をめぐって5年間に短縮されたこと、及び火酒専売に関して南独三邦との間に小ぜり合いがあって、三邦につき蒸留権が留保されたことの二点である。

かくして、11月3日同法案は公開され、11月19日ライヒ議会上程された。<sup>(68)</sup>その審議過程を委員会審議を中心に簡単に示せば次のようである。<sup>(69)</sup>

①まず火酒税に関して。租税委員会第1読会(09年1月20日～21日)において火酒専売案は農業を過度に優遇するものとして、中央党、社会民主党、自由思想両党、ポーランド党の反対によって否決された後、「愛の贈物」の引下を伴う火酒税法案の検討が小委員会(1月21日設置)に委託された。小委員会の多数案は、火酒消費税を割当外140M/hl、割当内125M/hlとし、従来の「愛の贈物」20M/hlを15M/hlに引き下げ、さらに5年後には割当内消費税を130M/hlとして15M/hlを10M/hlまで引き下げるというものであった。

3月23日に再開された本委員会において、国民自由党、帝国党はブロック多数派の妥協に身をゆだねる意向であったが、自由思想両党が三段階の引下げにより5M/hlにする提案を行ったのに対し、保守党は現状維持を主張し、これに中央党が従属姿勢を示したことによって、保守党は正式にブロック解体を決定するに至った。中央党が議会多数派への加入とひきかえに、もっぱら保守派の経済利害に沿った財政改革に賛同するという意思表示を行ったからである。ここに黒青ブロックの形成が開始されるが、これによる財政改革の決定の前に遺産税に関して言及しておかなければならない。

②遺産税。本会議第1読会において、保守党に対する考慮から中央党は遺産税の詳細には立ち入らなかつたが、保守党は激しい反対論を展開した。保守党は遺産税に代えるに分担金増徴を主張し、自由派は財産税を主張した(第2選択として遺産税を認めた)<sup>(70)</sup>。かくして何らかの妥協案が必要であったが、09年2月4～9日の委員会第1読会において、帝国党による次のような提案がなされた。すなわち、全邦での財産を確定し、これを基礎にして、相続税の否決によって生ずる欠損を分担金の形態で各邦より徴収し、各邦は所得税・財産税・相続税によってこれを調達するというのである。これを受けて、所有課税に関する吟味のため小委員会が設置され本委員会は延期されたが、小委員会では調整はつかず、2月25日に再開された本委員会において、結局、先の帝国党の提案が修正された形で可決された(3月4日)。すなわち、

- 1 各邦はライヒに対して、各邦が所有税によって徴収した租税を支払う。
- 2 その支払総額は毎年ライヒ予算法に規定され、1914年4月1日までは1億Mを超えないものとする。
- 3 各邦の支払う額は、連参による統一原則に基づく所得・財産その他の所有課税の査定結果によって決定される。

注(68)～(70) Ebenda, S. 249, 263—273, 251—253.

4 各邦の負担する金額は、所得・財産・遺産に対する一般的な課税によってのみ調達されるべきものとする。所得税も財産税ももたない邦にあっては、土地・家屋・資本に対する収益税を財産税とみなす。<sup>(71)</sup>

かくして、遺産税の政府案は、分担金を媒介にした間接的なライヒ直接税に姿を変え、成立する方向に進むかみえたが、委員会第1読会における上記の帝国党提案になるブロック妥協案の可決後に生じた「愛の贈物」をめぐる黒青ブロックの浮上を背景に、保守党、帝国党、中央党、ポーランド党より成る新多数派は、委員会第2読会においてこのブロック妥協案を否決した。<sup>(72)</sup>

遺産税を「自由派と社会民主党との多数派で保守派に抗して成立させ、間接税を保守派と自由派との多数派で社会民主党に抗して成立させる」という政府及び国民自由党の戦術は挫折し、新しく形成された『黒青ブロック』の方向で、20マルクの『愛の贈物』を含む火酒税はじめタバコ税や醸造税があいついで委員会で採択されていった<sup>(73)</sup>のである。

だがなおも政府は、本会議第2読会に新たな相続税案(直系卑属・配偶者を含むすべての相続人に2万M以上=1%~100万M以上=4%を課す)を提出した。しかしこれは直ちに否決され、それと同時に宰相ビューローは宰相官房より辞意を表明し(6月24日)、以降ベートマン・ホルヴェークが代行した。<sup>(74)</sup>かくしてジドウの財政改革は間接税体系の強化に終わるのである。<sup>(75)</sup>

以上のようなライヒ直接税(ここでは上述のブロック妥協案)を阻止するための黒青ブロックによるビューローブロックの解体という事実の中に、先述の06年相続税採用時におけると全く同様のユンカー・プロイセン保守派利害の貫徹、したがってその支配力をみてとる所説<sup>(76)</sup>に対して、われわれはこれまでみてきたところから、ユンカー・プロイセン保守派の利害貫徹はむしろ事実として認めながらも、その貫徹の仕方がやや様相を異にしてきた点をとくに指摘しておきたい。すなわち、07年においても08年においてもシュテンゲルの用意する租税法案は主として蔵相ラインバーベンの反対によって政府案作成段階で破棄されていた。ところが09年の遺産税は、ジドウがプロイセン國務大臣を兼任していたこともあって、プロイセン閣議で承認され、連参でも可決された。委員会の段階で修正・妥協案とはなったものの否決されたのは委員会第2読会になってからであり、これまでの初発段階での流産と異なり成立寸前まで進展していたのである。そればかりでなく、否決されたにしろ続く本会議第2読会に新たに相続税強化案が提出されているのである。06年相続税による突破口の形成以降その中味の充実策が矢継早に打ち出され、もはや本来的なライヒ直接税の導入はライヒ議会の情勢次第になっていたのではないかと考えられる。いみじくもこの年09年9月のライブ

注(71) H. Teschemacher, Reichsfinanzreform und Innere Reichspolitik 1906—1913, Münster Westfalen 1915, S. 41 Anm. 1.

(72) Witt, a. a. O., S. 287.

(73) Ebenda, S. 288; 前掲大野論文, 26—27頁。

(74)(75) Ebenda, S. 289, 294, 297—299.

(76) 前掲大野論文, 29—30頁, 前掲伊東論文, 173頁。

ツィヒ党大会において社会民主党は修正主義的方向への転換を開始したのである。<sup>(77)</sup>

### III 第1次大戦前夜の財政改革

#### 1 二重国防法と相続税強化案の流産（1912年）

1911年7月1日に起こったアガディール事件（第2次モロッコ事件）を背景に、海軍長官ティルピッツは艦隊増強運動を展開し、10月18日艦隊法修正案を完成させ、第3戦隊の形成に伴う戦艦及び巡洋艦の建造とそれに伴う人員の増強を内容とする第5次艦隊法を1912年6月14日付法律として成立せしめるに至った。<sup>(78)</sup>一方陸軍においては、1899年以降漸増方式の採用により平時兵員の増勢は停滞的に推移し、1912年まで続いた。参謀本部の兵員増強の主張に対して、ライヒ指導部、陸軍省は、良質の教育・指揮・組織を重視していたからである。しかしながら、1911年以降の海軍の増強運動に呼応して陸軍でも、11年3月27日付法律による平時兵員目標数規定515,321人を12年に達成したことを背景に同年6月14日付法律をもって544,211人に増員するに至った。<sup>(79)</sup>いわゆる「二重国防法」の成立である。<sup>(80)</sup>

この両軍部同時増強に要する経費は12年1月段階で、1912年～17年の6年間に750百万M、毎年平均125百万Mと見積られ、これに対する充足案として財務長官ヴェルムート（Adolf v. Wermuth, 在任1909—12年）は相続税案を提示した。すなわち、遺産取得額1万M以上に関し、直系卑属・配偶者に対して1～4%、その他の相続人に対して6～30%の累進税率を課し、もって約65百万Mを得ようというのである。<sup>(81)</sup>このヴェルムート案をめぐる、同年2月～3月の政府部内での論議を簡単に示すと次のようである。<sup>(82)</sup>

まず内務長官デルブリュック（在任1909—16年）は、この相続税案に反対し、公債償還の縮減と収入見積りの上積みを主張した（2月9日）。これに対してヴェルムートは、内務省の算出した収入見積りには多くの二重計算があるうえに、砂糖税、土地譲渡印紙税の軽減が考慮されていない。また、公債償還の縮減は法律違反である。総じて内務長官には、ライヒ財政政策一般についての問題に関し正確な判断のための基盤と認識が欠けている。と辛辣な反論・批判を加えたうえで、陸海軍強化に対してはライヒ財政基盤の強化が不可欠であり、この点を右派諸党は無条件に認めるべきであると断固たる決意を示したのである。

デルブリュックは、相続税案採用のためには政府は右派と闘争しなければならず、そうになると、保守党・中央党・国民自由党の結集が不可能になることから相続税案に反対し、代案として「愛の

注(77) 広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』（有斐閣、1962年）129頁。

(78)(79) 拙稿「ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造」（『三田学会雑誌』76巻2号）93—94、101頁。

(80) RGB1. 1912, S. 389—390, 392.

(81)(82) Witt, a. a. O., S. 346—353.



贈物」の廃止案を提示した(3月2日)。しかしこれとても保守派利害に抵触し、相続税と同じく結集に問題が生じてくる。

財務省の示した妥協案は、各邦が相続税徴収に基づいて支払う分担金に依存することとし、これに従わない邦に対しては、補充的にライヒ相続税を課すというものであった。

この内務省案と財務省案に関して、3月3日宰相官房長ヴァーンシャッフエ<sup>(83)</sup>(Arnold Wahnschaffe, 在任1909—17年)は、宰相ベートマン・ホルヴェークに対して、適度の相続税ならば右派にも通用し、保守党・中央党・国民自由党の連合も危うくならない、もし相続税を採用しなければ、パッサーマン(国民自由党)からベーベル(社会民主党)までの連合がこの相続税を可決し、ブルジョア政党間に争いが生じよう。それゆえ、財務省案に賛同すべきであると助言した。

かくして、3月4日の閣議において財務省妥協案が可決されたが、宰相自身は財務長官の提案に賛同したくなく、必要ならば相続税は放棄してもよいと考えていた。この点は、3月6日に宰相が、相続税問題に関して高度保護主義者ダルヴィッツに保守党首ハイデブランドとの交渉を委任したことに現われている。連参での審議を前に宰相は、財務長官と内閣保守派・右派諸党間の中間ラインを選択することに決心し、財務長官は、相続税採用の立場を右派諸党から守るべきであると固く決意していた。

3月中旬の連参審議において、宰相は各邦大臣列席の中で租税案は不可欠であるが、ヴェルムート案には反対であることを表明した。この時ベートマン・ホルヴェークは、ヴェルムートが相続税にかなり固執していたことに気づかなかった。蔵相レンツェと同様新規充足手段が得られれば満足するだろうぐらいに考えていたのである。

各邦はむろん補充的形式といえどもその相続税は邦財政高権の侵害であることを表明していたが、これに対して宰相は「愛の贈物」の廃止案を推奨した<sup>(84)</sup>。この宰相案に各邦は同意を示した。ヴェルムートはその翌日辞職願を提出して解任を要求した。ここにまたしても相続税強化案は流産したのである<sup>(85)</sup>。

かくして、ブルジョア諸政党間の亀裂を憂慮して相続税強化を放棄した宰相ベートマン・ホルヴェークが4月22日ライヒ議会において、諸党間の協力を要請したとき、国民自由党パッサーマンはこれを拒否する挙に出た。曰く、何故いつも保守党に対してのみ考慮を払うのか、何故いつも自由

注(83) Chef der Reichskanzleiの職位は、初期の頃は局長(Ministerialdirektor)07年以降次官(Unterstaatssekretär)である。それゆえここでは「宰相官房長官」とはよばず、「宰相官房長」とするにとどめた(E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Stuttgart 1963, Bd. III, S. 832—833; R. Morsey, Die oberste Reichsverwaltung unter Bismarck 1867—1890, Münster Westfalen 1957, S. 223)。

(84) この「愛の贈物」廃止案に対して南独諸邦は1909年の憲法上の留保権の維持を要求した。この留保権の維持によって生ずる減収は次のようになる。「愛の贈物」は36百万Mと見積られており、その廃止によって36百万Mがライヒ収入となることになるが、この場合、南独諸邦の留保権の維持による減収は、割当高約235千hlとして算出すると、 $235,000 \times 20 = 4.7$ 百万Mとなる。この程度の減収は問題ないと宰相官房長ヴァーンシャッフエが連参委員会で確認している(Witt, a. a. O., S. 353)。

派が政治信念の放棄を要求されるのか、宰相は何故ブルジョア諸党間の調整を達成すべく、保守党に対して相続税への賛同を喚起するよう奮起しなかったのか——と。<sup>(86)</sup> パッサーマンのこの不満の表明によって、宰相の目標としていたブルジョア諸党間の協力も達成されないこととなった。<sup>(87)</sup>

かかる情勢の中で、二重国防法案に対する充足のために保守党は、国防法案反対論を萌芽のうちにつみとるべく、宰相の推奨する「愛の贈物」の廃止案に突如として賛同した。だが、この廃止される「愛の贈物」の半額を従来より割当に参加していた火酒蒸留業者への臨時補償金 (Vergällungsprämie) に当て、それによって生ずるライヒ収入減少分は砂糖税の増徴により1916年10月1日までに補填するという条件を中央党と国民自由党に対して提示した。

これに対して両党は、ライヒ政府がおそくとも1913年10月1日までに発効する一般的所得税法を13年4月30日までに提示すべきこと——いわゆる「パッサーマン・エルツベルガー条項」——を付帯事項として法律に付加すべきことを賛同条件として提示した。<sup>(88)</sup> そしてこれは「陸海軍増強費の支弁に関する法律」として成立した。すなわち、「1909年7月15日付財政制度改革法 Artikel V に規定された砂糖税軽減規定は、各種の所有形態に適用される一般的な所有税を規定する法律の採用後6ヶ月の時点、遅くとも1916年10月1日に発効する。所有税法案は1913年4月30日までにライヒ議会に提出されるべきものとする」というのである。<sup>(89)</sup> ライヒ財産増価税導入問題は、この条項をめぐって展開する。

## 2 陸軍大増強法とライヒ財産増価税の成立 (1913年)

パッサーマン・エルツベルガー条項に基づいて1912年6月29日に提示された財務省案は、遺産取得額1万M以上=1%~5百万M以上=5%という相続税案であった。<sup>(90)</sup> これに対して帝国党邦議会議員デーヴィッツ (Hermann v. Dewitz) は、遺産取得額それ自身ではなく、相続増価税 (Erbzuwachssteuer) の形で財産増加に課税するという提案を行い論議の活発化をよんだ。財務長官キューン (Hermann Kühn, 在任1912—15年) はすぐさまこの考えを取り上げ、10月の覚書 (キューン覚書) において財産増価税 (Vermögenszuwachssteuer) の導入を推奨した。いずれにせよプロイセン内閣の反対は予想されたものの、相続増価税よりも財産増価税の方が対右派諸党政策の上で適切であろうとの判断が働いていたのである。<sup>(91)</sup> かくて、この財産増価税案は財務省案としてプロイセン内閣に

注 (85)(86) 前掲大野論文 (39—40頁注(1)) によれば、ヴェルムートの遺産取得税が流産に終わった原因は「国民自由党の右旋回」にあるとされているが、そしてその影響が全くなかったというのではないが、本文で述べたライヒ議会でのパッサーマンによる国民自由党の公式声明を考慮するならば、「流産」の主たる原因は、宰相ヴェートマン・ホルヴェークが当初からヴェルムート案に難色を示していたことにあると考えられる。

(86) RT Bd. 284, S. 1329.

(87) Ebenda, S. 1301.

(88) Witt, a. a. O., S. 354.

(89) RGB1. 1912, S. 393.

(90)~(92) Witt, a. a. O., S. 357—358, 360.

提出され、蔵相レンツェの反対はあったものの、11月21日の閣議において宰相ベートマン・ホルヴェークは内閣の拒否を阻止することができた。<sup>(92)</sup> ヴェスタルプに代表される見解が、実際の財政需要のない限りどんな考えも精神的なものにすぎず、<sup>(93)</sup> 臨時的な政府案の拒否は可能である、というものであったからである。

ところが、第1次バルカン戦争を契機として情勢は一変し、新たに陸軍の増強が不可欠となった。ここに、1912年6月14日付法律とライヒ議会多数派の意図に基づいて、砂糖税軽減補償のために立案を開始された所有課税——財産増価税問題は軍備増強と直結せられるに至ったのである。

1913年2月の閣議において陸軍臨時費800百万M、経常費150百万Mと算定され、財務長官キューンはこれら経費の支弁方法として次の提案を行った。すなわち、臨時費800百万Mは1回限りの国防献金(ライヒ財産税)により、経常費150百万Mは、①財産増価税、②純粹の相続税、③相続増価税、④補充的なライヒ財産増価税をもってする分担金への振替、以上4つのうちいずれかとする、<sup>(94)</sup> というのである。

閣議では臨時費支弁については異論はなかったものの、経常費支弁に関しては結論は出ず、決着は連参審議にもちこされた。軍事法案に関しては、13年3月4日、兵士117,000人、下士官15,000人、<sup>(95)</sup> 士官4,000人の増員が決定された。

経常費支弁をめぐる3月10～11日の連参審議において、各邦大臣は相続税の分野でのライヒ権限の拡大にのみ賛同するとしたが、相続税の分野では保守党、中央党の反対は必至であった。<sup>(96)</sup> 宰相は、一時審議を打ち切った後、すでに以前自由主義各派、社会民主党によって拒否されたことのある次の提案を行った。各邦の納入すべき分担金を各邦が所得税・財産税によって調達する。1914年末までに各邦議会においてこれへの賛同が得られない場合には、<sup>(97)</sup> ライヒ政府の計画に基づく財産増価税が発効する、というものである。各邦政府はこれを甘受した。

この補充的なライヒ財産増価税案に対して保守党議員団長ヴェスタルプは、3月23日のキューン、ヴァーンシャッフエとの協議で、望まないものうちではがまんできるものと認めながらも、ライヒ財産増価税は間接的にすべての相続財産に課税するものとなることから、賛同を拒否した。保守派は多くを望んだわけではなく、単に自らの財布への課税を望まなかったのである。そして彼らは、この個別利害維持の考えを、保守派陣営への非課税が国法原則の維持であるという特殊の哲学に昇華させていたのである。宰相は、社会民主党が2つの自由派のほかに若干の味方を得れば多数派を形成し得る状況にあることを認識した上で(社会民主党は12年1月の選挙によりライヒ議会の第1党に躍進していた)、この可能的多数派の要求を全く無視した政府案は打ち出し得ないと考え、これらの要求を考慮するとともに保守派の利害をも考慮に入れ、上記の補充的ライヒ財産増価税案を示したの

注(93) Ebenda, S. 360 Anm. 311.

(94)～(99) Ebenda, S. 362—369.

### ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

である。だが、保守派にはかような認識は皆無だったのである。<sup>(98)</sup>

さて3月28日、陸軍大増強法案とその充足案が公開され、4月7日にライヒ議会本会議第1読会が開始された。

陸軍大増強法案は、社会民主党以外どの党からも異論は出されず可決された。臨時費623.2百万Mに対しては638.5百万M、経常費871.8百万Mに対しては871.2百万Mが承認され、合計で政府案よりも14.7百万M多く承認されたのである。<sup>(99)</sup>

臨時費支弁のための国防献金は、若干の修正によって原則的に承認された。すなわち、財産税—  
①免税点：政府案=1万M未満→所得に応じて10M～5万Mとする。②税率：政府案=一律0.5%  
→5万M=0.15%～1,000万M以上=1.5%の累進税率とする。所得税—政府案=5万M以上に一律  
2%→2,000M～1万M=1%～50万M以上=8%とする。<sup>(100)</sup>

これに対して経常費支弁のための政府案(補充的ライヒ財産増価税)は、本来のライヒ財産税を要求する左派ブロックの拒否にあい修正を迫られていた。結局、バッサーマン案によって解決されることになる。すなわち、補充法として計画されたライヒ財産増価税をライヒの直接的な租税とする<sup>(101)</sup>というのである。このとき中央党は、このバッサーマン案に対しての保守派の賛同がなかったことに鑑みて、保守派の敗北に連座するよりは左派ブロックと妥協する線を選択し、租税問題での中央党・保守党の提携を破棄した。ここに1909年来の黒青ブロックは解体した。<sup>(102)</sup>

委員会は、バッサーマン案に従って、政府の補充的ライヒ財産増価税案を次のように修正して可決した。<sup>(103)</sup>すなわち、①免税点：政府案=財産増価額2,000M未満→1万Mに修正。この財産増加をもたらす財産そのものの額についての免税点：政府案=6,000M未満→2万M未満に修正。②税率：政府案0.5～2.5%→0.75～2.5%に修正(付加税率を含む)。

これが最終的に本会議第3読会において、保守党の反対を排して賛成280票(社会民主党、進歩人民党、国民自由党、中央党その他)、反対63票(保守党、帝国党、反セム党)、棄権29票で可決された(6月30日)。<sup>(104)</sup>

保守党ヴェスタルプはこのライヒ財産増価税に抗議し、社会民主党ハッセは、不十分ではあるがライヒ所得税・財産税・相続税への第1歩であると評価した。<sup>(105)</sup>

ここにライヒ史上初の本格的なライヒ直接税の採用をみたのである。宰相ペートマン・ホルヴェークの当初のねらいは、左派自由派が中央党・国民自由党に与して多数派を形成することのないように、保守派のために中央党・国民自由党との協調の道を開拓し、かくして関税多数派と同様の多数派を形成することにあった。このため彼は各邦の推す相続税を拒否し、連参において補充的なラ

注(100) RGBl. 1913, S. 512f.; Witt, a. a. O., S. 367. Anm. 366.

(101)～(103) Ebenda, S. 370; RGBl. 1913, S. 529f.

(104)(105) RT Bd. 290, S. 5939—5941, 5926, 5928—5930.

ライヒ財産増価税を貫徹することによって保守派の意向を迎えようとした。ところがその当の保守派は、ライヒ議会に個人所得・財産への課税をゆだねるときその案に賛同する気は全くなかった。ライヒ財産増価税の目的がドイツの軍備拡張にあるといっても賛同を拒否した保守派は、自己の利害と国家の利害を同一視し、個人的立場の危機すなわち国家の危機とみなしていたのである。従来、保守派はかかる見解を貫徹してきたのであるが、その同じ見解・立場が全く逆の結果を生み出し、ここに保守派は孤立したのである。<sup>(106)</sup>

保守派が一貫して抱いてきた、個別的立場の危機すなわち国家の危機という考えは、われわれはある意味において正しいとみる。すなわち、ユンカー・プロイセン保守派の利害は、ドイツ資本主義が帝国主義的發展を示す中であって、労働者階級に対して支配体制を安定化させておくためには、この利害を保護・優遇することによって結集しておかねばならなかったからである。しかし逆に、階級対立の直接の相手である労働者階級すらも出来得れば国内体制の総括のためにはその内部に取り込んでおく必要がある。しかもそれが世界政策の展開にとって好都合であればなおさらであろう。社会民主党の体制内化によってこれが実現されたのである。すでにたび重なるライヒ直接税導入阻止によって、ユンカー・プロイセン保守派に対する取り込み・譲歩は限界を超えていたのである。同じ見解が全く逆の結果を生み出した原因は、まさにかかる吸引と排除をくり返す帝国主義の国内体制総括政策の弾力性にあったと考える次第である。<sup>(107)</sup>

では、かかる一連の財政改革の効果はどうであったのか。むろん、従来の関税・消費税・流通税という間接税中心体系に変わりはない。しかし、付表のように従来圧倒的シェアを占めていた関税収入が相対的に次第に後退し、消費税・流通税の増徴が、労働者階級の抵抗運動の高揚にもかかわらず、なかならず05年以降強行されている点がまず指摘されなければならない。だがもうひとつ、1905～12年でみて、ライヒ直接税がシェアは2.4～3.1%で超過分担金の1.9～2.7%と最下位を競う程度のものでしかないが、収入の増加に対する寄与率は8.8%で官業純益の7.6%や超過分担金の3.9%を上回っているのである。ちなみに、05～12年の関税と直接税の増加額を比較すると、前者102.2百万Mに対して後者は62.1百万Mを示しているのである。ライヒ直接税の成果は微々たるものであったというわけにはいかないのではないだろうか。<sup>(108)</sup>

注(106) Witt, a. a. O., S. 372.

(107) 前掲大野論文(39頁)によれば、13年ライヒ財産増価税の採用に伴う社会民主党の体制内化は「画期的な意義をもっている」とされているが、この時の保守派利害の排除は、それまでの保守派利害の貫徹といかなる関係にあるのか判明しない。

(108) 土生芳人「帝国主義財政の形成」(大内力編『国家財政』東大出版会、1976年所収、76—78頁)によれば、プロイセンでは91～93年のミーケルの改革によって「所得税収入は飛躍的に増大」し、そのことが「分与金を越える分担金の急増を可能ならしめ」、これを通じて「帝国財政をも支え」というのであるが、ライヒ財政に役立つのは超過分担金なので、ライヒ相続税の徴収が始まる06年以降13年までの両収入の年平均を比較すると、超過分担金41.2百万M、相続税40.3百万M(付表参照)ではほぼ同額である。したがって首尾一貫のためには、分担金に対する評価と全く逆にライヒ直接税の「成果は微々たるものであった」というわけにはいかないだろう。

む す び

以上の考察によってわれわれは、ライヒ直接税の導入をめぐるプロイセン保守派の動向を、この時期のドイツの帝国主義政策の中で次のように位置づけるものである。すなわち、1906年時点においてすでに、ライヒ相続税をめぐる保守派の反対は、ライヒ財政の「世界政策」という帝国主義的展開にとって一面障害となっていたのである。一面というのは、この保守派は一方で「世界政策」の積極的賛同者であり、また労働者階級への対抗のためには、歳入面での障害としてこれを直ちに排除することもできない事情があったからである。だが、このことは逆にいえば、労働者階級を体制内に取り込んでしまえる状況がライヒ議会に生じるならば、しかもその取り込みによって収入高権の強化がはかられるならば、いまやこの収入高権の強化策の側面で障害となっている保守派利害は排除しうることになる。事実、社会民主党の体制内化によってライヒ財産増価税が可決されるに至ったのである。この過程は、帝国主義政策のもつ吸引と排除という弾力性を示すものであり、また、君主主義的中央集権主義、連邦分立主義、議会主義的中央集権主義という、ライヒの複雑な国家機構上の特徴が、「世界政策」へ収斂しながらいくつかの異なった顔となって表出していたことを示すものであろう。

〔付記〕 本稿は前稿と同様、日本財政学会第40回大会（於・東北大学、1983年10月）における報告をもとに新たに執筆したものである。加えて本稿は、これまでの筆者の一連の論稿と合わせ「ドイツ帝国主義財政史論」と題して、昨秋慶應義塾大学に提出し、今春大学院博士課程の修了と同時に経済学博士の学位を授与された博士論文の一部を構成するものである。

この間、学術研究の厳しさのみならず、公私にわたって薫陶をいただいた指導教官大島通義先生に、衷心よりの謝意を表する次第である。

〔1984年10月31日脱稿〕

（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）

[単位：百万M]

付表：帝 国 收 入

年 度	消費税・関税 うち関税	流通税	財産税 (1)	税 收 計	官業純益	基金収入 (2)	雑 收 入 (3)	超過分担金	臨時収入 うち 公債収入	総 計	年 度
1891	641.2	(378.5)	33.8	—	37.9	25.7	29.5	(△66.9)	322.3 (309.4)	1,023.6	1891
92	620.0	(360.0)	31.3	—	41.1	25.0	27.7	(△42.6)	67.9 (55.0)	770.5	92
93	607.1	(336.6)	31.2	—	42.5	26.9	30.8	30.3	172.0 (153.2)	940.8	93
94	642.0	(362.7)	49.0	—	44.2	27.9	28.4	2.6	158.5 (145.6)	952.5	94
95	661.6	(383.2)	64.8	—	52.0	28.9	30.9	(△17.4)	64.3 (44.2)	885.0	95
96	731.5	(433.7)	58.7	—	51.9	28.8	39.2	(△15.2)	69.7 (15.7)	964.6	96
97	733.4	(441.0)	59.1	—	59.0	28.8	43.2	(△13.2)	41.2 (39.8)	951.5	97
98	781.8	(475.8)	65.5	—	62.7	28.3	48.5	(△12.7)	41.5 (37.9)	1,015.5	98
99	784.3	(461.8)	68.0	—	67.5	30.0	57.3	13.1	75.8 (69.0)	1,096.1	99
1900	886.5	(465.8)	80.4	—	28.9	29.4	61.9	19.2	99.1 (94.4)	1,125.4	1900
01	816.4	(494.4)	85.0	—	34.1	45.5	51.7	15.2	336.6 (332.8)	1,384.6	01
02	817.2	(497.6)	91.8	—	63.5	48.4	63.2	24.4	40.1 (32.7)	1,148.5	02
03	819.3	(508.3)	87.0	—	74.6	49.5	77.2	23.8	271.7 (265.0)	1,403.1	03
04	834.7	(489.9)	97.7	—	76.7	42.9	80.1	23.7	137.0 (99.5)	1,288.8	04
05	952.0	(625.8)	103.4	—	82.8	48.3	87.2	24.2	345.0 (341.7)	1,642.9	05
06	932.1	(557.0)	138.3	4.2	90.2	18.3	95.8	24.2	264.8 (258.4)	1,568.0	06
07	1,044.2	(644.7)	136.2	26.3	56.5	50.9	102.6	31.6	200.8 (196.0)	1,648.9	07
08	951.6	(546.0)	139.7	30.1	64.6	8.3	101.2	24.6	255.9 (245.0)	1,575.8	08
09	1,124.0	(660.1)	198.1	38.5	27.6	53.9	119.8	48.5	684.9 (639.0)	2,285.3	09
10	1,211.7	(663.3)	244.7	42.7	101.9	61.2	163.6	48.5	141.5 (—)	2,015.8	10
11	1,368.3	(733.6)	252.0	55.9	128.4	8.9	136.2	48.5	114.4 (—)	2,112.6	11
12	1,344.9	(728.0)	255.1	62.1	136.7	—	151.9	51.9	88.2 (—)	2,090.8	12
13	1,338.9	(679.3)	257.9	62.5	125.5	—	474.7	51.9	190.3 (109.3)	2,501.7	13

資料：St. Jb. より作成。

(1) 06年以降相統税、11年以降土地増価税、13年国防献金。

(2) 機銃軍人救済基金収入、国庫資金貸付利子(95年まで)。

(3) ライヒとスバンスク納入金、諸銀行発券税、諸行政収入、敷地売却収入、その他。13年に極度の増大を示しているのは、11年度剰余金205.6百万M、12年度剰余金66.8百万Mを含むため。